

市議会 12月定例会 行政報告（12月2日）

市議会 12月定例会初日にあたり行政報告いたします。

豚コレラの対応について

はじめに、豚コレラの対応について御報告いたします。

昨年9月に岐阜県の養豚農場において国内では26年ぶりに豚コレラの発生が確認され、以降、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府、三重県、福井県、埼玉県、山梨県の1府7県に発生が拡大しています。

また、隣県の長野県、富山県に続き群馬県でも、豚コレラウイルスに感染した野生イノシシが確認されており、いまだ終息の兆しが見えず、本県にもこの伝染病の脅威が迫っております。

豚コレラが発生した場合、その農場で飼養されている豚は全頭殺処分となるほか、発生場所から3キロメートル以内の農場の豚は移動が禁止され、事実上出荷ができなくなるなど、養豚農家にとって危機的被害をもたらします。

このことから、去る10月21日に庁内連絡調整会議を開催し、関係各課で情報共有を行うとともに、養豚農家が畜糞の運び入れなどで出入りする有機資源センターが堆肥化原料として食品残渣も取り扱うことから、イノシシ侵入の可能性があり、特に、イノシシの出没、侵入が危惧される米倉有機資源センター及び板山有機資源センターにおいて、侵入防止のための防護柵を設置する必要があると判断いたしました。

当該事業においては、隣県にまで豚コレラが発生していることや、ウイルスを媒

介する野生イノシシは降雪期前に活動が活発になるなど、緊急を要することから、予備費から1,986万9千円を充用し、現在設置工事を進めているところであります。

また、これに併せ、養豚場への野生イノシシの侵入を防ぐため、市内養豚農家に対し、防護柵の設置を呼び掛けたほか、立入禁止看板の設置による部外者の立入規制の強化、車輛や人などの消毒の徹底、定期的な消石灰の散布と踏み込み消毒槽の交換など、農場における防疫対策の徹底強化を要請するとともに、市から消石灰を配付し、支援を行いました。

なお、市内にある養豚場での防護柵設置状況は12施設のうち、9施設が「設置済み」または「設置予定」であり、残り3施設については、イノシシが出没しにくい平場に立地していることから、防護柵の設置は「検討中」であるとの報告を受けております。

加えて、被害防止には市民の皆様の御協力が必要であることから、「広報しばた」などを通じて「家庭ごみの適切な処分」や「豚コレラ発生国からの肉製品の持ち込み禁止」について、周知を図ったところです。

今後も、全市を挙げて豚コレラウイルスの侵入、感染防止に努めてまいりたいと考えております。

新発田市ふれあい福祉センターの設置について

次に、新発田市ふれあい福祉センターの設置について御報告いたします。

新発田市ふれあい福祉センターは、西園すこやか園の一部を改修し、新たに設置

する障がい者基幹相談支援センターに加え、放課後等デイサービス、地域子育て支援センター及び子どもデイサービスを併設した総合的な福祉センターとして令和2年4月1日に設置するものであります。

障がい者基幹相談支援センターは、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある方やその御家族の総合的かつ専門的な相談業務をはじめ、権利擁護や虐待の防止、入院や施設に入所している障がいのある方の地域への移行や定着の支援、及び市全体の相談支援体制の強化を担うなど、障がい者福祉の拠点施設であります。

併せて、当市におきましては、発達障がいのある方やその御家族の総合相談窓口としての機能を設け、教員経験者を配置することにより、子ども発達相談室や学校など関係機関との連携を強化し、幼児期から成人期まで継続的な支援を行うこととしております。

放課後等デイサービスは、就学後の障がいのある児童や発達に特性のある児童が放課後や休日及び夏休みなどの長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練や居場所づくりのために利用できる福祉サービスであります。

地域子育て支援センターは、親子遊びや交流の場として誰でも利用でき、地域の保育に関する情報発信と家庭的な支援を行う施設であります。

子どもデイサービスは、家族の病気や看護などのため、一時的に家庭での保育ができない場合に、就学前の児童をお預かりするサービスであります。

放課後等デイサービス、地域子育て支援センター及び子どもデイサービスは、現在、社会福祉法人新発田市社会福祉協議会が旧南保育園で運営している「ほのぼの家族」を移設し、引き続き同協議会が運営することとしております。

新発田市ふれあい福祉センターの設置により期待される効果といたしましては、障がい者基幹相談支援センターの開設により、これまで障がいの種別によって分かれていた相談窓口が一本化され、総合的かつ専門的な支援を行うことができること、相談支援事業所への専門的な指導や助言などを通じて、地域全体の相談機能の向上及び市と相談支援事業所の連携を強化できること、発達障がいに関し、よりきめ細かな支援を継続的に行えること、などがあげられます。

また、放課後等デイサービスを併設することにより、相談支援から生活能力の向上のための訓練を一つの施設で行うことが可能になります。

さらに、地域子育て支援センター及び子どもデイサービスを加えることにより、障がいの有無に関わらず利用できる施設となり、交流を通じて障がいのある方への理解が進み、誰もが暮らしやすく、相互に人格と個性を尊重し合う地域社会の実現につながるものと考えております。

なお、令和2年市議会2月定例会に新発田市ふれあい福祉センターの設置に関する条例制定を提案するとともに、施設の管理、運営に必要な経費を令和2年度当初予算に計上する予定としております。

以上で、行政報告を終わります。